

しずぎんカードサービス規定（新旧対照表）

変更前(2025 年 8 月 17 日まで有効)	変更後(2025 年 8 月 18 日以降有効)
16.（カードの紛失、届出事項の変更等） (1)カードを紛失した場合または署名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当店に届出てください。 (2)カードを失ったとき、書面によらず電話または口頭により届出を行い、その後3ヵ月を経過しても書面による届出がない場合は、カード取引の解約の申し出があったものとして、取り扱います。 (3)暗証番号の変更は、第1項によるほか当行の預金機および当行の振込機を使用して、随時行うことができます。預金機・振込機を使用して暗証番号を変更する場合には、預金機・振込機の画面表示等の操作手順に従って、カードを挿入し、届出の暗証番号を正確に入力してください。	16.（カードの紛失、届出事項の変更等） (1)カードを紛失した場合または署名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当行所定の方法により当店に届出てください。 (2)カードを失ったとき、書面によらず電話、口頭またはインターネットバンキングサービスにより届出を行い、その後3ヵ月を経過しても書面による届出がない場合は、カード取引の解約の申し出があったものとして、取り扱います。 (3)暗証番号の変更は、第1項によるほか当行の預金機および当行の振込機を使用して、随時行うことができます。預金機・振込機を使用して暗証番号を変更する場合には、預金機・振込機の画面表示等の操作手順に従って、カードを挿入し、届出の暗証番号を正確に入力してください。